

厚生労働省 令和8年度 職域における生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業  
 歯科口腔保健の推進に関する職域におけるパイロット事業の公募に係るFAQ

#	質問	回答
1	いつまでの実施分が対象となりますか？	原則、2026年12月中旬までの実施分になります。また、2027年1月29日までに実績報告書の提出が必須となります。
2	事業に携わる人員が不足する場合人員を派遣いただけますか？	事務局からの人員派遣は出来かねます。健診実施者にてご調整をお願いします。
3	簡易歯科健診を実施する人員の手配は可能ですか？	事務局からの人員派遣は出来かねます。健診実施者にてご調整をお願いします。実施内容によっては人員の手配先のご案内は可能な場合があるため、人員の手配でご懸念がある場合は事務局にご相談ください。
4	1人当たりの所要時間はどの位ですか？	実施する内容によって異なりますため、キットの購入先や検査実施機関へお問い合わせください。
5	体外診断用医薬品は指定されたものですか？	募集要領に記載している体外診断用医薬品の使用を想定しておりますが、それ以外の製品以外でも体外診断用医薬品として承認され上市されている製品であれば使用可能です。応募申請書にご記載ください。
6	必ず体外診断用医薬品を使用した簡易歯科健診の実施でないと支援の対象になりませんか？	はい。体外診断用医薬品による検査及び質問紙の実施、これらを踏まえた受診勧奨までが、本事業において支援対象となる簡易歯科健診となります。
7	使用しなかった体外診断用医薬品分も請求はできますか？	支払は体外診断用医薬品を実施した人数分の支払を基本としております。
8	必ず一般健診と同じタイミングで実施しなければいけませんか？	必ずしも一般健診等の健診のタイミングでの実施でなくても構いません。ただし、体外診断用医薬品の使用にあたっては使用の条件を満たした実施（法令順守）をお願いいたします。
9	同じ対象者に2回体外診断用医薬品を使用することはできますか？	できません。対象者1人あたり1回の実施をお願いいたします。
10	健診センターからの応募は可能ですか？	はい、可能です。ただし、健診実施者（保険者または事業主）から取りまとめを依頼された場合に限りです。
11	支店や工場など複数箇所で実施したい場合は一括で応募できますか？	はい、可能です。ただし、実施内容等の詳細は支店や工場ごとに作成をお願いしております。詳細は、応募申請書の様式をご確認ください。
12	申請人数を実施できなかった場合や実施内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか？	事業内容の変更（中止）が判明した時点で速やかに、「事業内容変更届」または「事業実施中止届」を事務局まで提出ください。実施人数の変更や歯科保健指導の実施有無の変更、実施日の変更、実施対象者の変更等、変更した内容が軽微であっても変更届を提出が必要です。（変更届の提出について判断に迷う場合は事務局までお問い合わせください。）
13	基準額を超えた場合（1人あたり、全体額どちらも）、上限までの分は支払ってもらえるの？	はい。募集要項の条件に沿って、認められる費用に関しては上限までお支払いが可能です。
14	何を以て実施人数を判断するの？	実績報告書の提出を以て実施人数を判断します。
15	支援金はいつ支払ってもらえるの？	実績報告書を提出いただき、支援金の額を事務局よりご連絡いたします。その後、請求書を発行いただきます。事務局にて請求書を受領後60日以内に健診実施者が指定する銀行口座に支援金の振込を行います。